

給与支払報告書提出のお願い

日頃から本市の税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年度（令和6年分）の給与支払報告書のご提出につきまして、ご協力の程
よろしくをお願いいたします。給与支払報告書は原則としてすべての従業員について提出が
義務付けられています。このチラシの裏面「給与支払報告書（個人別明細書）の記入のし
かた」及び同封の給与支払報告書（総括表）の裏面等をご参照いただき、ご提出をお願い
いたします。

提出期限：令和7年1月31日（必着）

【参考】給与支払報告書とは

地方税法第317条の6第1項又は第3項に基づき、給与支払者（事業者）はすべての
従業員分の給与支払報告書を翌年の1月31日までに総括表とともに提出する義務が
あります。提出先は、各従業員の翌年の1月1日現在における住所所在の市区町村です。
なお、支払金額にかかわらずご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

注 意 点

- 給与支払報告書の記入方法については、税務署配布の「令和6年分給与所得の源泉徴収
票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。
- 例年多くの給与支払報告書をご提出いただいておりますことから、電話等による到着確
認や内容の確認・修正等は承ることができません。到着状況について確認されたい場合
は、あらかじめ特定記録郵便等をご利用ください。
- 給与支払報告書提出後に内容の誤りが判明した場合は、正しい内容で再度作成し、個人
別明細書の「（摘要）」欄に赤字で「訂正」と記入してご提出ください。

電子での提出義務について

税務署へ前々年に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上の
給与支払者は、給与支払報告書についてeLTAX又は光ディスク等での提出が義務付けら
れています。

なお、令和6年度税制改正によりeLTAX又は光ディスク等による提出義務基準が引き下
げられました。令和9年1月以降に提出する給与支払報告書について、前々年（令和7年
1月以降）に提出する給与支払報告書が30枚以上の給与支払者はeLTAX又は光ディスク等
で提出する必要がありますので、ご対応をお願いいたします。

eLTAXに関するお問い合わせ先

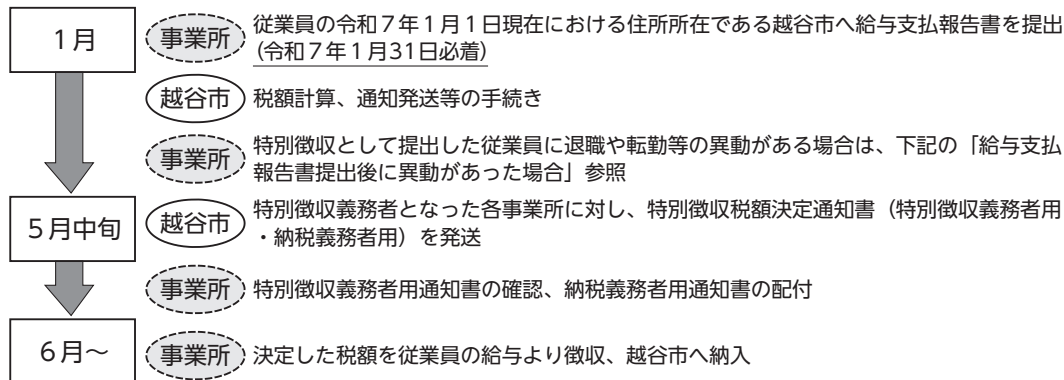
ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

お問い合わせヘルプデスク 0570-081459

上記の電話番号がつかない場合 03-6745-0720

受付時間 9時から17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

給与支払報告書提出後の流れ



給与支払報告書提出後に異動があった場合

令和7年度の給与支払報告書を特別徴収分としてご提出いただいた後、当該従業員に退
職や転勤等の異動があり、令和7年6月から開始する特別徴収ができなくなった場合は、
速やかに給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下、「給与所得者異動
届出書」）のご提出をお願いいたします。こちらの提出がないと、**異動した従業員につい
ても特別徴収税額決定通知書が事業所宛に送付されます**。提出先及び提出方法については
令和6年度の状況を基に下表をご参照ください。

	令和6年度の税額の納入状況	提出先及び提出方法
①	越谷市へ納入している	越谷市に給与所得者異動届出書をご提出ください。 （令和6年度、令和7年度の両年度について処理をいたします。）
②	越谷市以外へ納入している	令和6年度に税額を納入している市区町村に令和6年度の給与所得者異動 届出書、越谷市に令和7年度の給与所得者異動届出書をご提出ください。
③	特別徴収していない	越谷市に給与所得者異動届出書をご提出ください。 （令和7年度について処理をいたします。）

※令和6年度の税額が非課税の従業員もご提出が必要になります。

※給与所得者異動届出書は他市区町村へ回送しませんので、②に該当する場合は必ず越谷市と
他市区町村双方へご提出をお願いいたします。

提出様式について

給与所得者異動届出書及び越谷市へ提出する各種様式については、特別徴収税額決定通
知書に同封しているほか、越谷市のホームページ（下記）からもダウンロードいただけます。
事業所や会計事務所等でお使いになっている独自様式でのご提出も可能です。

【トップページ>くらし・手続き>税>様式ダウンロード>【市民税・県民税】特別徴収に関する申請書ダウンロード>
市民税・県民税・森林環境税特別徴収に関する申請書】

【お問い合わせ】

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市役所市民税課 TEL 048-963-9144（直通）

